

数値的判断基準による判定基準

1. 対象工事

総合評価方式による建設工事。ただし、以下の工事を除く。

- (1) W T O 政府調達協定対象工事
- (2) 特殊な工事

2. 数値的判断基準の算定

低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札者が提出した工事費内訳書の調査を実施し、以下の(1)及び(2)の基準を満たさない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者とししない。

- (1) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の各費用が計上されていること。
- (2) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が、次のア＋イの金額以上であること。(この金額が、予定価格を 100 分の 110 で除した額の 8 5 % を超える場合には、予定価格を 100 分の 110 で除した額の 8 5 %)

ア 市の設計金額（直接工事費）の 9 0 %

イ 市の設計金額（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費）の 5 0 %

3. 数値的判断基準の読み替え

なお、次に掲げる工事については、下記のとおりとする。

(1) 土木機械設備の工場製作のある工事

- ①市の設計金額（直接工事費）は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ②市の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③市の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

ただし、機器費及び製作費（製作原価に一般管理費を加えた額）を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合は、「直接製作費」は機器費又は製作費に 1 0 分の 6 を乗じた額、「間接労務費」は機器費又は製作費に 1 0 分の 1 を乗じた額、「工場管理費」は、機器費又は製作費に 1 0 分の 2 を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器費又は製作費に 1 0 分の 1 を乗じた額とする。

(2) 上下水道機械・電気設備工事

- ①市の設計金額（直接工事費）は、「機器費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ②市の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③市の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器（据付）間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

④市の設計金額（一般管理費）は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「機器費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は、機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。